

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和3年 5 月 10日

堺市議会議長 宮本 恵子 様

議員氏名

白江 米一



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和2年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,300,000	@275,000円 × 12ヶ月 = 3,300,000円
2 その他	0	
収入合計	3,300,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	400	400	
研 修 費	500	500	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	60,919	60,919	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	64,782	64,782	
広 報 ・ 広 聴 費	350,861	350,861	
人 件 費	1,284,226	1,284,226	
事 務 ・ 事 務 所 費	1,296,867	1,296,867	
支 出 合 計	3,058,555	3,058,555	

会派の名称・議員氏名 白江 米一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 会議に参加	8/4	堺市医師会との会合の為の駐車場代。
【研修費】 研修会参加	2/13	堺市医師会・歯科医師会・薬剤師会の合同研修会の駐車場代。
【要請・陳情活動】 ガソリン代 新幹線代	8/7. 9/6. 10/9. 11/10 12./12. 1/13. 2/21. 3/8 8/26～8/27	7～2月分ガソリン代 東京への陳情の為新幹線を利用した。
【資料購入費】 新聞代（読売新聞） 新聞代（産経新聞）	4/24. 5/25. 6/25. 7/24. 8/25. 9/26. 10/26. 11/28. 12/21 1/25. 2/24. 3/27	社会情勢収集の為、新聞を購入した。 社会情勢収集の為、新聞を購入した。
【広報・広聴費】 チラシの印刷・配布	5/13. 15. 24 6/1. 6. 8. 7/8. 2/19 3/9	R3、5、6、7、2、3月に議会や市政の情報等を市民に報告する為、チラシを印刷・配布した。
【人件費】 事務所人件費	6/5. 7/1. 3. 8/5. 9/4 10/5. 11/5. 12/4. 15. 28. 2/5. 3/5	議員が行う事務活動を補助する職員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃借 駐車場の賃借 その他事務所内の 使用消耗品・備品等	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行う為、美原区阿弥に於いて、事務所・駐車場を賃借して、その他備品・事務用消耗品を購入した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2・4・6	4-①		7,171	-7,171	コピー機リース料	⑨	
2・4・10		825,000		817,829	政務活動費4・5・6月分		
2・4・20	4-②		1,444	816,385	コピー使用料	⑨	
2・4・20	4-③		6,251	810,134	電話・インターネット代	⑨	
2・4・24	4-④		58,380	751,754	家賃・電気代	⑨	
2・4・24	4-⑤		4,400	747,354	新聞代	⑥	
2・4・25	4-⑥		19,200	728,154	駐車場代	⑨	
月計		825,000	96,846				
累計		825,000	96,846	728,154			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2・5・5	5-①		6,065	722,089	LEDデスクライト2ヶ・4段オープン棚	⑨	
2・5・7	5-②		7,171	714,918	コピー機リース料	⑨	
2・5・13	5-③		53,988	660,930	チラシ印刷代(市政報告版)	⑦	
2・5・15	5-④		6,930	654,000	チラシ配布料(新型コロナウイルス対策分配布料)	⑦	
2・5・15	5-⑤		3,960	650,040	チラシ配布料(新型コロナウイルス対策分配布料)	⑦	
2・5・15	5-⑥		2,970	647,070	チラシ配布料(新型コロナウイルス対策分配布料)	⑦	
2・5・19	5-⑦		1,886	645,184	宛名・表示ラベル	⑦	
2・5・20	5-⑧		904	644,280	コピー機使用料	⑨	
2・5・21	5-⑨		3,960	640,320	チラシ配布料(新型コロナウイルス対策分配布料)	⑦	
2・5・21	5-⑩		6,337	633,983	電話・インターネット代	⑨	
2・5・23	5-⑪		3,772	630,211	三波長スリム直管(直管蛍光灯)	⑨	
2・5・24	5-⑫		24,177	606,034	事務所案内送付代	⑦	
2・5・25	5-⑬		4,400	601,634	新聞代	⑥	
2・5・25	5-⑭		58,124	543,510	家賃・電気代	⑨	
2・5・26	5-⑮		19,200	524,310	駐車場代	⑨	
2・5・30	5-⑯		5,271	519,039	インクカートリッジ代	⑨	
月計		0	209,115				
累計		825,000	305,961	519,039			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2・6・1	6-①		1,008	518,031	事務所案内送付代金	⑦	
2・6・4	6-②		7,171	510,860	コピー機リース料	⑨	
2・6・5	6-③		110,737	400,123	5月分事務所人件費	⑧	
2・6・6	6-④		15,654	384,469	チラシ印刷代 (コロナチラシ・事務所力UP チラシ)	⑦	
2・6・8	6-⑤		16,188	368,281	チラシ配布料	⑦	
2・6・22	6-⑥		9,329	358,952	コピー機使用料	⑨	
2・6・22	6-⑦		6,367	352,585	電話・インターネット代	⑨	
2・6・25	6-⑧		58,457	294,128	家賃・電気代	⑨	
2・6・25	6-⑨		4,400	289,728	新聞代	⑥	
2・6・26	6-⑩		10,544	279,184	事務所火災保険	⑨	
2・6・26	6-⑪		19,200	259,984	駐車場代	⑨	
月計		0	259,055				
累計		825,000	565,016	259,984			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2・7・1	7-①		35,796	224,188	夏季期末人件費	⑧	
2・7・3	7-②		110,737	113,451	6月分事務所人件費	⑧	
2・7・6	7-③		7,171	106,280	コピー機リース料	⑨	
2・7・10		825,000		931,280	政務活動費7・8・9月分		
2・7・8	7-④		30,780	900,500	チラシ配布代	⑦	
2・7・16	7-⑤		498	900,002	事務所備品	⑨	
2・7・20	7-⑥		880	899,122	コピー機使用料	⑨	
2・7・20	7-⑦		6,773	892,349	電話・インターネット代	⑨	
2・7・22	7-⑧		59,123	833,226	家賃・電気代	⑨	
2・7・24	7-⑨		4,400	828,826	新聞代	⑥	
2・7・25	7-⑩		19,200	809,626	駐車場代	⑨	
2・7・31	7-⑪		5,102	804,524	携帯電話代 (6月分)	⑨	
月計		825,000	280,460				
累計		1,650,000	845,476	804,524			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2・8・4	8-①		400	804,124	堺市医師会との会談の為の駐車場代	①	
2・8・4	8-②		7,171	796,953	コピー機リース料	⑨	
2・8・5	8-③		110,737	686,216	7月分事務所人件費	⑧	
2・8・7	8-④		5,077	681,139	ガソリン代(7月分)	③	
2・8・14	8-⑤		2,224	678,915	鉛筆削り	⑨	
2・8・19	8-⑥		6,251	672,664	電話・インターネット代	⑨	
2・8・20	8-⑦		1,365	671,299	コピー機使用料	⑨	
2・8・25	8-⑧		19,200	652,099	駐車場代	⑨	
2・8・25	8-⑨		59,865	592,234	家賃・電気代	⑨	
2・8・25	8-⑩		4,400	587,834	新聞代	⑥	
2・8・26	8-⑪		14,920	572,914	新幹線代 (片道代)	③	
2・8・27	8-⑫		14,920	557,994	新幹線代 (片道代)	③	
2・8・31	8-⑬		5,182	552,812	携帯電話代 (7月分)	⑨	
月計		0	251,712				
累計		1,650,000	1,097,188	552,812			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2・9・4	9-①		110,737	442,075	8月分事務所人件費	⑧	
2・9・4	9-②		7,171	434,904	コピー機リース料	⑨	
2・9・6	9-③		6,758	428,146	ガソリン代（8月分）	③	
2・9・6	9-④		2,562	425,584	組み合わせ印	⑨	
2・9・23	9-⑤		880	424,704	コピー機使用料	⑨	
2・9・23	9-⑥		6,513	418,191	電話・インターネット代	⑨	
2・9・23	9-⑦		60,582	357,609	家賃・電気代	⑨	
2・9・25	9-⑧		19,200	338,409	駐車場代	⑨	
2・9・26	9-⑨		4,400	334,009	新聞代	⑥	
2・9・30	9-⑩		5,577	328,432	携帯電話代（8月分）	⑨	
月計		0	224,380				
累計		1,650,000	1,321,568	328,432			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
2・10・5	10-①		110,737	217,695	9月分 人件費	⑧	
2・10・5	10-②		7,171	210,524	コピー機リース代	⑨	
2・10・9		825,000		1,035,524	政務活動費 10～12月分受け入れ		
2・10・9	10-③		4,777	1,030,747	ガソリン代 (9月分)	③	
2・10・20	10-④		1,588	1,029,159	コピー機使用料	⑨	
2・10・21	10-⑤		6,996	1,022,163	電話・インターネット代	⑨	
2・10・23	10-⑥		58,790	963,373	家賃・電気代	⑨	
2・10・26	10-⑦		19,200	944,173	駐車場代	⑨	
2・10・26	10-⑧		4,037	940,136	新聞代	⑥	
月計		825,000	213,296				
累計		2,475,000	1,534,864	940,136			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2・11・2	11-①		5,547	934,589	携帯代(9月分)	⑨	
2・11・4	11-②		7,171	927,418	コピー機リース代	⑨	
2・11・5	11-③		110,737	816,681	10月分 人件費	⑧	
2・11・10	11-④		2,648	814,033	ガソリン代(10月分)	③	
2・11・20	11-⑤		25,551	788,482	コピー機使用料	⑨	
2・11・20	11-⑥		6,453	782,029	電話・インターネット代	⑨	
2・11・24	11-⑦		15,752	766,277	事務所椅子	⑨	
2・11・25	11-⑧		58,560	707,717	家賃・電気代	⑨	
2・11・25	11-⑨		19,200	688,517	駐車場代	⑨	
2・11・25	11-⑩		4,100	684,417	ラミネーター・ラミネートフィルム	⑨	
2・11・25	11-⑪		5,424	678,993	インク代	⑨	
2・11・28	11-⑫		4,037	674,956	新聞代	⑥	
2・11・30	11-⑬		5,558	669,398	携帯代(10月分)	⑨	
月計		0	270,738				
累計		2,475,000	1,805,602	669,398			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2・12・2	12-①		1,584	667,814	超強力両面テープ	⑨	
2・12・4	12-②		7,171	660,643	コピー機リース代	⑨	
2・12・4	12-③		110,737	549,906	11月分 人件費	⑧	
2・12・12	12-④		4,037	545,869	ガソリン代 (11月分)	③	
2・12・13	12-⑤		9,504	536,365	アクリルボード窓付・脚	⑨	
2・12・15	12-⑥		141,060	395,305	賞与(冬期)	⑧	
2・12・17	12-⑦		4,224	391,081	PCウイルスバスター	⑨	
2・12・18	12-⑧		1,584	389,497	両面テープ	⑨	
2・12・21	12-⑨		4,037	385,460	新聞代	⑥	
2・12・21	12-⑩		6,283	379,177	電話・インターネット代	⑨	
2・12・21	12-⑪		1,544	377,633	コピー機使用料	⑨	
2・12・25	12-⑫		59,558	318,075	家賃・電気代	⑨	
2・12・28	12-⑬		110,737	207,338	12月分 人件費	⑧	
月計		0	462,060				
累計		2,475,000	2,267,662	207,338			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3・1・4	1-①		5,558	201,780	携帯代 (11月分)	⑨	
3・1・8		825,000		1,026,780	政務活動費 1月～3月分受け入れ		
3・1・13	1-②		2,797	1,023,983	ガソリン代 (1月分)	③	
3・1・14	1-③		798	1,023,185	両面ハトメパンチ8mm	⑨	
3・1・18	1-④		1,200	1,021,985	府議会への要望	③	
3・1・20	1-⑤		500	1,021,485	総合病院への要請	③	
3・1・20	1-⑥		1,326	1,020,159	コピー機使用料	⑨	
3・1・20	1-⑦		4,256	1,015,903	新聞ラック	⑨	
3・1・22	1-⑧		6,251	1,009,652	電話・インターネット代	⑨	
3・1・22	1-⑨		2,446	1,007,206	台車代	⑨	
3・1・25	1-⑩		59,942	947,264	家賃・電気代	⑨	
3・1・25	1-⑪		19,200	928,064	駐車場代	⑨	
3・1・25	1-⑫		4,037	924,027	新聞代	⑥	
月計		825,000	108,311				
累計		3,300,000	2,375,973	924,027			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受け入れ、○月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3・2・1	2-①		5,556	918,471	携帯電話代 (12月分)	⑨	
3・2・4	2-②		7,171	911,300	コピー機リース代	⑨	
3・2・5	2-③		110,737	800,563	1月分 人件費	⑧	
3・2・9	2-④		70,800	729,763	ユニペックス ワイヤレスメガホン・ワイヤレスマイク・スタンドAセット代	⑦	
3・2・13	2-⑤		500	729,263	堺市医師会・歯科医師会・薬剤師の会合同研修会の駐車場代	②	
3・2・16	2-⑥		34,496	694,767	ミーティングテーブル	⑨	
3・2・19	2-⑦		58,080	636,687	白江米一市政報告チラシ印刷代	⑦	
3・2・21	2-⑧		1,248	635,439	ガソリン代 (1月分)	③	
3・2・22	2-⑨		1,264	634,175	コピー機使用料	⑨	
3・2・22	2-⑩		6,268	627,907	電話・インターネット代	⑨	
3・2・22	2-⑪		14,160	613,747	明解 選挙法・政治資金法の手引 市政活動と政治活動の区別を勉強する為に購入した。	⑥	
3・2・24	2-⑫		4,037	609,710	新聞代	⑥	
3・2・25	2-⑬		60,531	549,179	家賃・電気代	⑨	
3・2・25	2-⑭		19,200	529,979	駐車場代	⑨	
月計		0	394,048				
累計		3,300,000	2,770,021	529,979			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿






会派の名称・議員氏名 白江 米一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3・3・1	3-①		5,571	524,408	携帯電話代（1月分）	⑨	
3・3・4	3-②		7,171	517,237	コピー機リース代	⑨	
3・3・5	3-③		110,737	406,500	人件費（2月分）	⑧	
3・3・8	3-④		2,037	404,463	ガソリン代（2月分）	③	
3・3・9	3-⑤		60,480	343,983	チラシ配布代	⑦	
3・3・22	3-⑥		6,260	337,723	電話・インターネット代	⑨	
3・3・22	3-⑦		1,748	335,975	コピー機使用料	⑨	
3・3・25	3-⑧		19,200	316,775	駐車場代	⑨	
3・3・25	3-⑨		59,916	256,859	家賃・電気代	⑨	
3・3・27	3-⑩		4,037	252,822	新聞代	⑥	
3・3・30	3-⑪		1,733	251,089	レターケース4段	⑨	
3・3・30	3-⑫		3,502	247,587	ネクスト セパレートラック	⑨	
3・3・31	3-⑬		6,142	241,445	インク代	⑨	
月計		0	288,534				
累計		3,300,000	3,058,555	241,445			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府羽曳野市 	TEL 

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和2年5月1日から 令和3年 4月30日まで 原則自動更新。どちらかに不都合が生じた際、相談協議。
就業場所	白江米一事務所 (大阪府堺市美原区阿弥 110-14)
仕事内容	経理事務を除く一般事務全般・ホームページ管理他ネット関連業務・地域活動補佐 (政務活動)
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 0分から 午後 5時 0分まで (13時0分から13時45分)
休 日	土曜日・日曜日・祝日
給与 (賃金)	月額 150,000 円 交通費 4,200 円 賞与の支給あり
給与支払	月末締め 翌月 5 日支払い
給与振込先	現金手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年5月 / 日

雇用者

白江米一 

被雇用者



出張報告書

令和2年 8月 27日

会派の名称・議員氏名 白江 米一

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 国道309号渋滞による平尾校区内の生活道路への迂回車両対策の早期実施と都市開発計画道路八尾富田林線、堺工区区間の早期整備について（要望）

2. 期間 令和2年 8月 27日（木）～ 令和2年 8月 27日（木）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	8月 27日（木）	10:00～17:00	東京都 第二院議員会館
②	月 日（ ）	～	
③	月 日（ ）	～	
④	月 日（ ）	～	

4. 面談者

内閣府特命担当 IT政策担当大臣 竹本 直一

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

令和2年8月27日(木) 第2議員会館

国道309号線堺市美原区内の交通渋滞解消について

国道309号線の堺市美原区内は、大阪府内でも有数の渋滞箇所であるが、大規模商業施設のオープンが、この秋にあたり更なる大渋滞が予測されます。

この通過車は、各生活居住地に更に流入されると予測される為、その対策として都市計画道路、大阪河内長野線及び八尾富田林線の一日でも早い早期の開通を強く要望致します。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

領収証等添付用紙整理番号 8-11, 8-12

令和2年8月吉日

内閣府特命担当 IT 政策担当大臣
竹本 直一 様

自由民主党堺市美原区支部
支部長 白江 米一

国道 309 号渋滞による平尾校区内の生活道路への迂回車両対策の早期実施
と都市計画道路八尾富田林線、堺工区区間の早期整備について（要望）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本会の活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日 8 月 27 日は、たいへんお忙しい中、貴重なお時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

さて、平成 30 年度に国交省作成の「生活道路対策について」によれば、全国死者数は減少傾向にあるものの、幹線道路に比べて生活道路の死傷事故件数の減少割合は小さく、また、歩行中・自転車乗車中の交通事故死者数は、全体の約半数を占めて、その半数が自宅から 500m 以内で発生しておりますが、生活道路の人口あたりの事故件数で見ますと、小学生と 75 歳以上の高齢者の割合が高い状況にあります。（別紙 1 参照）

このような状況下、平成 28 年 3 月策定の「第 10 次交通安全基本計画」では、「歩行中・自転車乗車中の死者数を、全体の減少割合以上の割合で減少させる」べく、「生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」を目標の一つとして掲げ、全国各地で「交通量の抑制、速度の抑制、歩行空間等の確保、ドライバーの視認性向上、地域との連携等」実状に即した各種の取り組みが行われております。

美原区（対人口比の事故発生割合が大阪府下 3 位）の中南部区域においても、高速道路を除く交通インフラの脆弱性から、歩道のない不完全な幹線道路（大半が片側 1 車線）が慢性的に渋滞するとともに、平尾校区内では、それを回避しようと主に菅生・平尾地区及び小平尾地区・東多治井地区の、対向する事も困難な狭隘市道へ迂回する車両が年々増加し、通学やその他一般生活上においても、極めて危険な状態になっております。

（別図の桃色破線部。特に、緑色実線の小学校通学路、茶色実線のバス路線に重なる部分は危険。）

現状（平尾地区内の生活道路の交通量の定点調査結果：別紙 2 参照）にも増して、令和 3 年度内には旧区役所庁舎北側に『ららぽーと年間 1300 万人来店想定』の開業が、また、その西側には『ビバホーム等の商業施設（11.4ha）』が近年に開業を予定しており、それら施設関連の自動車来店車数、商品等搬送車数、従業員車数の増加により、ますます生活道路への迂回車両の通行に拍車がかかることが想定されます。

当校区としては、地域雇用の創出、地産地消の促進、経済活動の活発化等に繋がる当該商

別紙参照

業施設開発に反意を示すものではありませんし、バス路線にもなっている生活道路については、規制に係る制約があることも承知してはおりますが、現状のままでは特に「子どもや高齢者」又は「歩行者・自転車」を巻き込んだ交通事故の多発や一般生活上の支障を招くことが避けられないため、直ちに国主導により地域事情に即した具体的な計画を示し、万全なる安全対策を講じていただくよう要望いたします。

なお、当校区内の各自治会における具体的な要望は下記のとおりであります。

また、国道 309 号の渋滞緩和に向けた抜本的な対策としては、大阪府において、「中央環状線と外環状線を補完する幹線道路で、中部広域防災拠点や広域医療搬送拠点に直結するアクセス道路として、都市部の防災強化を担う重要な道路」として位置づけられている「府道八尾富田林線」（府道堺富田林線以北）の早期整備が不可欠であります。

しかし、現行の堺市都市計画道路整備プログラムでは、「その他路線（整備時期未定路線）」に位置付けられているため、来年度の上記プログラムの見直しにおいて、「優先整備路線グループ①（同プログラム策定後、概ね 5 年以内に事業着手）」に位置付け、早急に整備を進めて頂きますよう重ねて要望致します。

記

1. 当校区内の各自治会における具体的な要望事項

① 平尾自治会

当地区内は、多治井平尾線、平尾南北線及び平尾さつき野西 2 号線により主要な生活道路網を構成しているが、何れも幅員 3.5m 以内の狭隘な道路で「生活道路迂回車両問題箇所」として指定されている。これまでも劣悪な道路環境の改善に向けて、八尾富田林線の早期整備などの抜本的な対策を要望しているが、全く改善される兆しもなく、堺富田林線や国道 309 号から迂回する車両は増加の一端を辿り続けて、当地区内の道路環境は悪化するばかりである。

別紙 2 の調査を行ったが、朝夕の交通量は極めて多く、対向もできない狭隘な道路を、対向を嫌って猛スピードで走り抜ける車両が後を絶たず、その間隙を縫って児童や通勤者等が道路を横切っている様は危険極まりなく、いつ重大事故が起きても何ら不思議ではないことを再認識したところ。

ついては、現状及び今後の交通量増加を踏まえて、一刻も早く迂回車両を激減させるとともに、歩行者や自転車等の安全性を向上させるなど、事故を未然に防ぐための措置を講じることを要望する。

② 小平尾自治会

平尾交差点から小平尾憩いの家の区間（平尾さつき野西 2 号線～多治井平尾線）は、朝夕のラッシュ時にはバス運行もあり対向する車で激しく混雑し、東側居住地から当該市道に出るために数分待たなければならないことが多々ある。

その原因は、舟渡南交差点が混雑するため、平尾北交差点→小平尾憩いの家→古川橋→

黒山警察署のルートを、また、平尾北交差点→東除川右折（一方通行）→古川橋を直進又は左折して黒山警察署のルート抜け道として利用する車両が多いからで、古川橋周辺（北側からの車両も多し）で交通事故が多発している。

今後益々このルートの交通量の増大の想定されることから、早急に、古川橋交差点部分（別図赤丸表示）に信号機の設置を要望する。

③ 東多井地区自治会

特に、多治井平尾線への迂回車両が多いが、当該路線はバス路線でもあり規制が困難なため、東除川左岸線の平尾北橋～古川橋間の道路拡幅及び歩道設置を行うことにより、多治井平尾線への迂回車両の軽減を図るべく要望する。

④ 官生地区会

菅生新田（菅生 22 号線）から菅生橋へ、菅生橋部（東除川左岸道）から国道 309 号へ、菅生神社東側 3 差路（無信号・菅生 12 号線）から河内長野美原線又は国道 309 号など、通学路や高齢者が行き交う生活道路に迂回車両が頻繁に通行している。また、東野交差点（変則 5 差路：両交差点間が 30m 強、別図赤丸表示）は現在でも、交通量が多くかつ万代横の弁当工場（わらべや）への資材搬入用の大型トラック（10t 級）が頻繁に通過し、路線バスとのすれ違い時は、信号一回では交わせない状況。

この状況下、ららぽーと等による更なる流入増は生活に重大な支障をきたし、車・自転車・歩行者の絡む事故の多発を招くことが想定される。

については、ららぽーとのオープンにあたっては、国道 309 号の木材団地交差点以南及び河内長野美原線の大坂狭山市役所以南を超えての渋滞を想定してのガードマンの配置依頼を要望する。また、東野交差点の改良や交通環境を理解の上で工場を稼働させた「わらべや」に対して搬入トラックの自主規制等の対策を行政指導するなど、大坂狭山市も交えた調整を要望する。

⑤ 菅生新田地区会

特に小学校通学時間帯に、国道 309 号から「菅生 23・22 号」に車両が迂回通行するため、両路線の速度抑制対策として、「減速マークや通学路の文字表示等」の整備を要望する。

⑥ 木材団地地区会

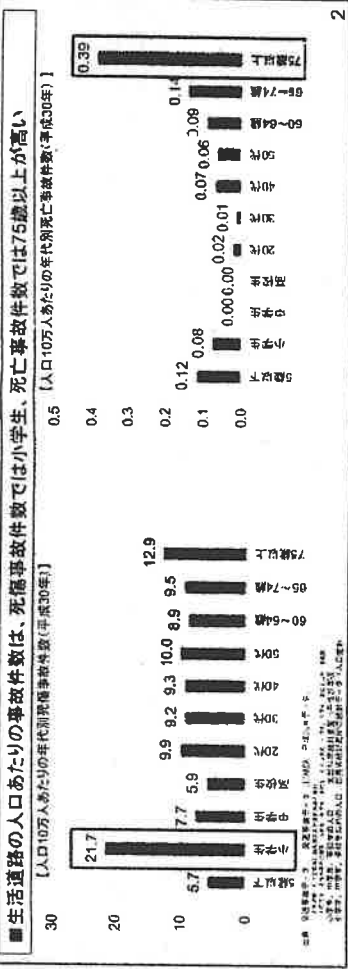
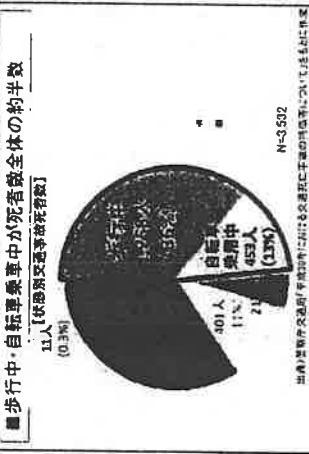
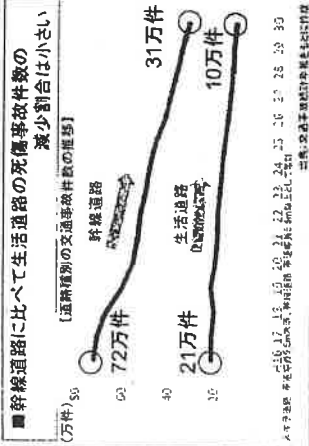
生活道路への迂回車両対策に関しては特になし。

2. 添付資料

- ⑦ 交通事故の現状（H30 年 国交省作成資料から引用） 一別紙 1
- ⑧ 平尾地区内の 3 主要生活道路の混雑時間帯の交通量定点調査結果 一別紙 2
- ⑨ 国道 309 号渋滞に伴う平尾校区内の生活道路への迂回車両問題箇所図 一別図

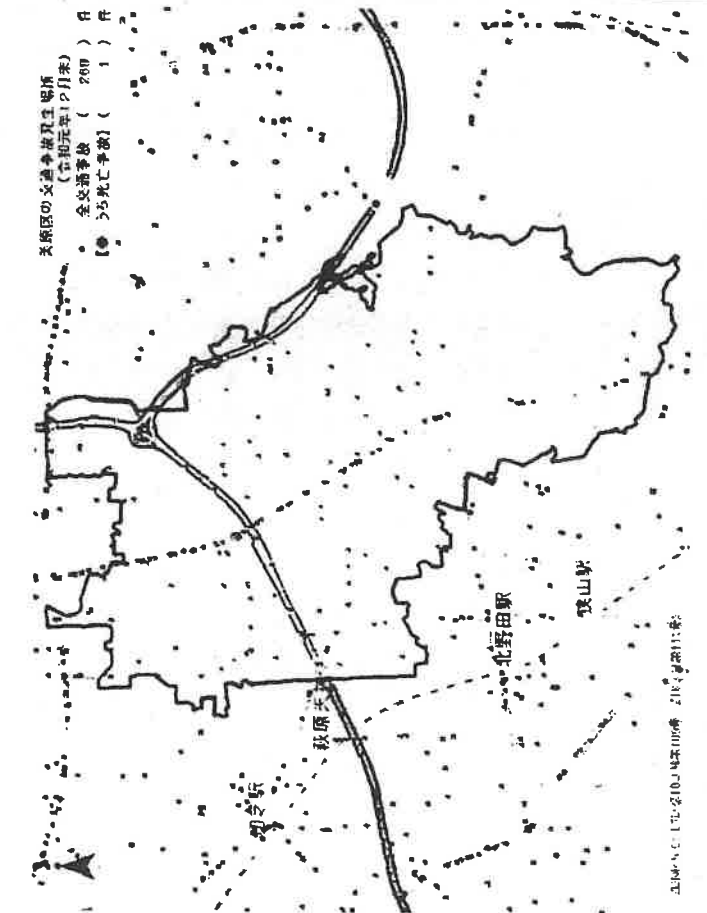
以上

交通事故の現状



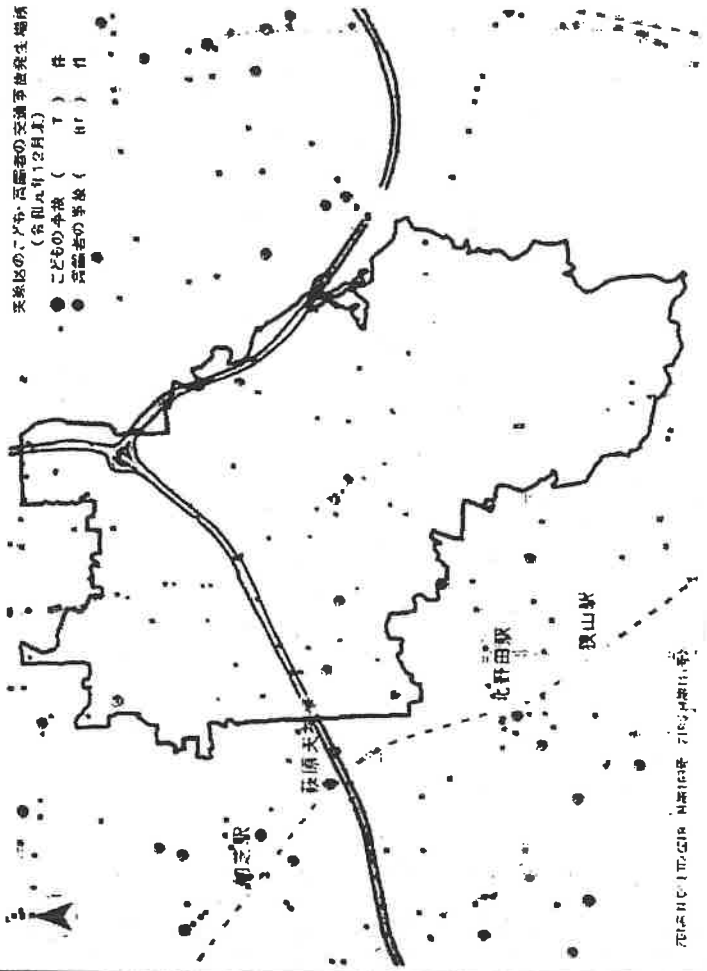
堺市美原区の交通事故発生場所全交通事発生マップ

(平成31年(令和元年))



堺市美原区の交通事故発生場所(子ども・高齢者の交通事故発生場所)

(平成31年(令和元年))



下黒山公民館

祀満徳寺

平尾地区内の3主要生活道路の混雑時間帯
の交通量定点調査箇所図 (R 2.8 / 3~7)

堺市 美原区

多治井運動広場・多治井自治会館

美原体育館
[大]

名6 菅生神社

名1 舟渡池公園

新大阪橋
[大]

小平尾橋

美原総合
スポーツセンター

東多治井公園
東多治井会館

美原東IC

美原郵便局

美原区役所(別館)

美原中

美原BSG海浜センター
第1プール

黒山警察署

古川橋

小平尾

小平尾会館

憩の家

平尾北交差点

平尾さつき野西1号線

さつき野西集会所

さつき野西

さつき野公園

さつき野学園地

さつき野運動広場

さつき野中央

国道309号

泉大津美原線

平尾さつき野西2号線

平尾総合会館

平尾南北線

平尾城跡

名9

石油健保組合グラウンド

菅生公民館・祀菅生寺
祀安養寺

上河原橋

菅生神社

泉大津美原線

菅生

祀永元寺

堺富田林線

名10 太成学院大

舟渡池公園 名8

みはら大地幼稚園

みはら大地幼稚園前

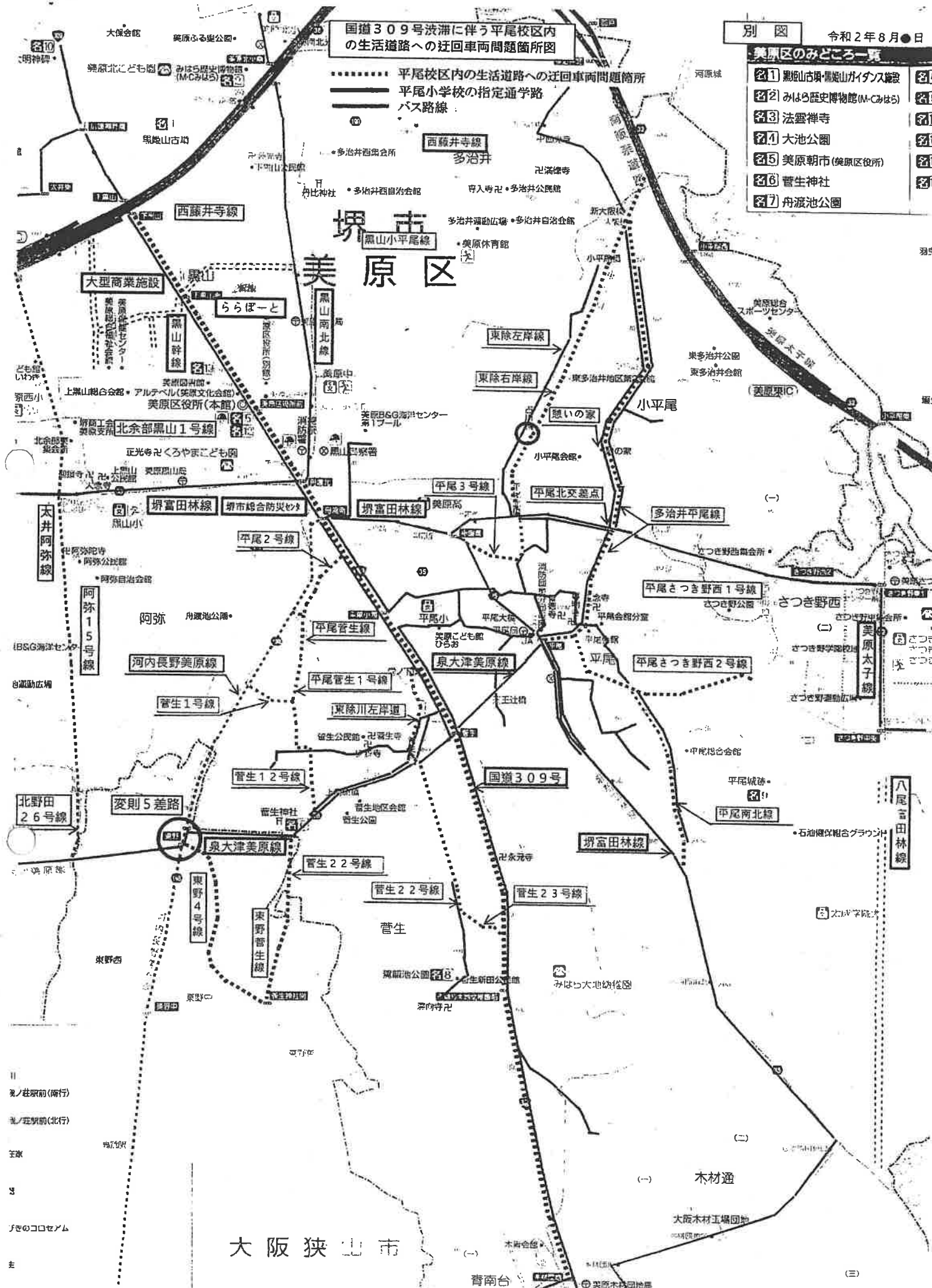
深向寺祀

東野京

- 美原区のみどころ一覧**
- ① 黒山古墳・黒山ガイダンス施設
 - ② みはら歴史博物館(MCみはら)
 - ③ 法雲禅寺
 - ④ 大池公園
 - ⑤ 美原朝市(美原区役所)
 - ⑥ 菅生神社
 - ⑦ 舟渡池公園
 - ⑧
 - ⑨
 - ⑩
 - ⑪
 - ⑫

国道309号渋滞に伴う平尾校区内の生活道路への迂回車両問題箇所図

..... 平尾校区内の生活道路への迂回車両問題箇所
 —— 平尾小学校の指定通学路
 —— バス路線

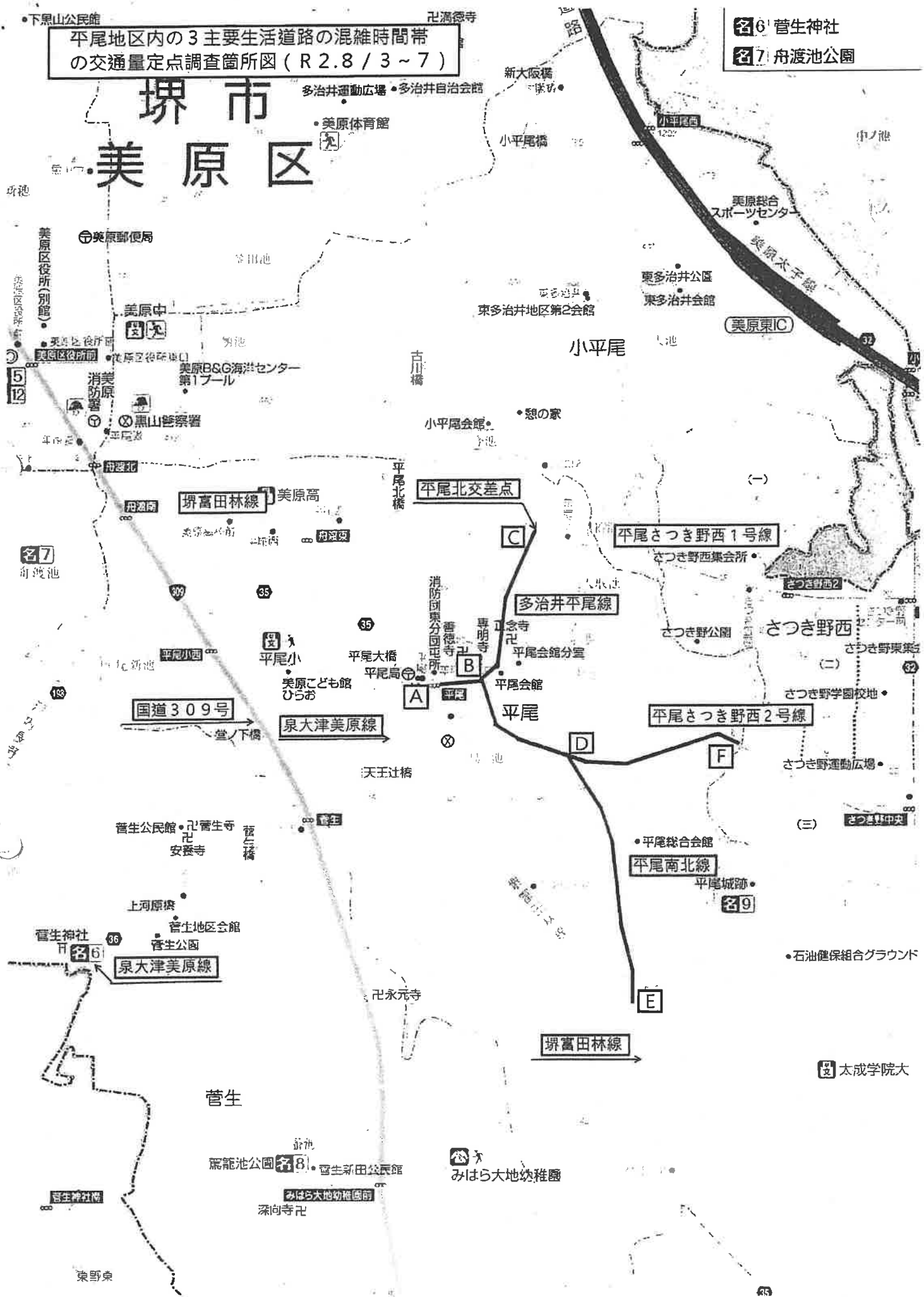


大阪狭山市

平尾地区内の3主要生活道路の混雑時間帯
の交通量定点調査箇所図 (R 2.8 / 3 ~ 7)

堺市
美原区

- 名6 菅生神社
- 名7 舟渡池公園



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	日					
4	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	火					
6	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	日					
11	月	09:30	17:30	6:30		休憩90分
12	火					
13	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	木	16:00	18:00	2:00		
15	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	日					
18	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	火					
20	水					
21	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	日	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	月					
26	火					
27	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	土	10:00	17:00	6:00		休憩60分
31	日					
合計				127:00	0:00	
出勤日数						21日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	木	10:00	17:00	6:00		休憩60分
5	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	土					
7	日					
8	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	土					
14	日					
15	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	火	10:00	17:30	6:45		休憩45分
17	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	土					
21	日					
22	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	水	09:00	12:30	3:30		
25	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	土					
28	日					
29	月	10:00	14:00	3:30		休憩30分
30	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				132:15	0:00	
出勤日数						22 日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	木	10:00	17:30	5:30		休憩120分
3	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	土					
5	日					
6	月	09:00	17:00	7:15		休憩45分
7	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	木	10:00	17:30	6:45		休憩45分
10	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	土					
12	日					
13	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	木	11:00	17:30	5:30		休憩60分
17	金	11:30	17:00	5:30		休憩60分
18	土					
19	日					
20	月	10:00	12:00	2:00		
21	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	土					
26	日					
27	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	木					
31	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				132:30	0:00	
出勤日数						22日



別紙参照2

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日	14:00	19:45	5:00		休憩45分
3	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	木	10:00	14:00	4:00		
7	金	10:00	19:00	6:00		休憩180分
8	土					
9	日					
10	月					
11	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	木					
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	水	10:00	12:30	2:30		
20	木	09:30	17:30	7:00		休憩60分
21	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	土					
23	日					
24	月					
25	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	金	09:30	15:00	5:00		休憩30分
29	土					
30	日					
31	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				104:30	0:00	
出勤日数				18日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	木	09:30	17:00	6:45		休憩45分
4	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	土					
6	日					
7	月	10:00	14:00	4:00		
8	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	土					
13	日					
14	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	水	09:30	12:00	2:30		
17	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	土					
20	日					
21	月					
22	火					
23	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	土					
27	日					
28	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				119:30	0:00	
出勤日数				20日		



別紙参照

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	09:30	12:00	2:30		
2	金	09:30	12:00	2:30		
3	土					
4	日					
5	月	10:00	14:00	4:00		
6	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
8	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	土					
11	日					
12	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	水	10:00	14:00	4:00		
15	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	土					
18	日					
19	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	金	10:00	14:00	4:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:30	16:30	6:00		休憩60分
27	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
30	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
31	土					
合計				123:00	0:00	
出勤日数						22日



別紙参照

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	木	10:00	14:00	4:00		
6	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	土					
8	日					
9	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	土					
15	日					
16	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	木	09:30	16:30	6:00		休憩60分
27	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	土					
29	日					
30	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
合計				122:30	0:00	
出勤日数				20日		

別紙参照



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	木	09:30	13:00	3:30		
4	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	土					
6	日					
7	月	09:30	14:00	4:30		
8	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
9	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
11	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
12	土					
13	日					
14	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	土					
20	日					
21	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	火	10:00	14:00	4:00		
23	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
24	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	土					
27	日					
28	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
29	火					
30	水					
31	木					
合計				118:15	0:00	
出勤日数						20日



別紙参照

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	木	09:30	14:00	4:30		
8	金	10:00	12:00	2:00		
9	土					
10	日					
11	月					
12	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
14	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
15	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	土					
17	日					
18	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
21	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
22	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	土					
24	日					
25	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
28	木	10:00	13:00	3:00		
29	金	10:00	12:00	2:00		
30	土					
31	日					
合計				105:15	0:00	
出勤日数						19日



別紙参照

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
2	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
3	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
4	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
5	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
6	土	10:00	17:00	6:15		休憩45分
7	日					
8	月	10:00	14:00	4:00		
9	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
10	水	10:00	13:00	3:00		
11	木					
12	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
13	土					
14	日					
15	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
16	火	10:00	17:00	6:15		休憩45分
17	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
18	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
19	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
20	土					
21	日					
22	月	10:00	17:00	6:15		休憩45分
23	火					
24	水	10:00	17:00	6:15		休憩45分
25	木	10:00	17:00	6:15		休憩45分
26	金	10:00	17:00	6:15		休憩45分
27	土					
28	日					
合計				113:15	0:00	
出勤日数						19日



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

白江 米一

管理責任者 (議員名)	白江 米一		
事務所名	白江米一堺市議会議員事務所		
所在地	〒 587-0003 堺市美原区阿弥 110-14 TEL 072 (289) 7733		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
			<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)
延べ面積	25.11 m ²	賃借料	月額 70,000 円 (政務活動費充当額 56,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	80%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 約 120 時間のうち 約 96 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代・・・80% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ % <input type="checkbox"/> ガス代・・・ % <input type="checkbox"/> 固定電話代・・・ 80% <input type="checkbox"/> その他 (備品・消耗品費・ネット代) 80%	
	駐車場 賃借料	80%	月額 24,000 円 (政務活動費充当額 19,200 円) 【所在地】 堺市美原区阿弥 101 番地 7
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

定期建物賃貸借契約書

(事業用)

令和 元年 5月 11日

白江 米一様

2019年 5月11日

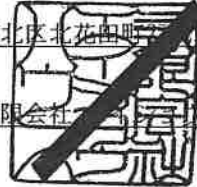
定期建物賃貸借契約についての説明

住所 堺市 XXXXXXXXXX

貸主 XXXXXXXXXX 印

住所 堺市北区北花田町 XXXXXX 番地

代理人 有限会社 XXXXXXXXXX ハウス



下記物件について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第38条第2項に基づき、次のとおり説明します。

下記物件の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(再契約)を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記物件を明け渡さなければなりません。

記

(1) 物件	名称	美原区阿弥事務所	
	所在地	堺市美原区阿弥110番地14	
	部屋番号	1階	
(2) 契約期間	始期	2019年 5月13日から	10年間
	終期	2029年 5月12日まで	

上記物件につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2019年 月 日

住所 _____

借主 _____ 印

3-(4) 定期建物賃貸借契約書(事業用)

定期建物賃貸借契約書(事業用)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 白江 米一 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	美原区阿弥事務所		1階	号室
	区画番号()				
	所 在 地	(住居表示) 堺市美原区阿弥 110 番地 14			
	(登記簿) 堺市美原区阿弥 110 番地 14				
	構 造	瓦葺・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他()/ 瓦葺・ XXXXXXXXXX ・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全()戸			
種 類	居宅・店舗	新築年月	平成 22 年 3 月		
面 積	25.11 m ² (公簿)				
附属施設	トイレ設備				

頭書(2) 事業内容

市議会議員事務所

頭書(3) 契約期間

2019年5月13日 から 2029年5月12日まで(10年間)	
目的物件の引渡し時期	2019年5月11日

(契約終了の通知をすべき期間) 2028年5月13日から2028年11月12日まで

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 金 70,000 円 (内消費税等 円)	共益費	月額 ×円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	実費(自己加入) 円
敷 金	金 XXXXXXXXXX (賃料 ケ月)	礼 金	金 XXXXXXXXXX	附 属 施設料	月額 ×円 (内消費税等 円)
保証金	×円 (賃料 ケ月)	償 却			
その他の条件		水道代含まず、電気代は別途必要です。礼金は解約後も返還致しません。			
貸与する鍵	鍵 No.	玄関(出入口)	シャッター		
	本 数	2 本	1 本	本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等の 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	三井住友銀行 金剛支店 普通 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所 堺市

管理業者	商号又は名称
所在地	TEL
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	堺市
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名	
		主たる事務所所在地	

頭書(8) 再契約に関する事項

一、契約条項第2条第2項及び第19条をご参照下さい。

頭書(9) 特約事項

<p>一、本物件は現状有姿の状態です。貸借を開始するものとします。</p> <p>一、駐車については事務所前を使用するものとし、貸主の自宅駐車場は来客用としてのみ使用することができるものとします。但し、貸主の在宅時(休日含む)は使用することができません。</p> <p>一、契約条項第6条(B)及び第18条第3項は非該当です。</p>

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 5 月 11 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	堺市
乙・借主	氏名	TEL
	住所	堺市
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	堺市

		A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所所在地・TEL	堺市北区北花田町2丁28番地 072-258-5315	主たる事務所所在地・TEL
	商号又は名称	有限会社エイショウハウス	商号又は名称
	代表者の氏名	代表取締役 村上 隆一	代表者の氏名
	免許証番号	大阪府知事 (8) 第34135号	免許証番号
	免許年月日	平成31年3月21日	免許年月日
宅地建物取引士	氏名		氏名
	登録番号	(大阪府知事) 第 号	登録番号
	業務に従事する事務所名	有限会社エイショウハウス	業務に従事する事務所名
	事務所所在地	堺市北区北花田町2丁28番地 TEL 072-258-5315	事務所所在地

※ 印は実印

※ この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする借地借家法(以下「法」という。)第38条に定める賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

- 2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができる。
- 3 甲は、第1項に規定する期間の満了の1年前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。
- 4 甲は、前項に規定する通知をしなれば、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

- 2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

- 3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より頭書(4)に記載する額を償却して、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 4 前項の場合において、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在するときには、前項の償却後の金額から当該債務の額を差し引いたその残額を、乙に返還するものとする。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項

を遵守しなければならない。

- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条のいずれかの規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所を全て修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 長期に休業するとき
- 二 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 三 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日当たり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
- 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
- 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする

- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
 - 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
 - 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(再契約)

- 第19条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。
- 2 再契約をした場合には、第13条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る賃貸借が終了する日までに行うものとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして、第6条第3項に規定するところによる。

(契約の消滅)

- 第20条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

- 第21条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

- 第22条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

- 第23条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

- 第24条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。

露天駐車場契約書

所在：堺市美原区阿弥 101 番地 7

賃貸人： 

賃借人：白 江 米 一

露天駐車場賃貸借契約書

賃貸人 ■■■■■ と 賃借人 白江米一 とは、下記場所を露天駐車場として、使用することで、賃貸借契約を締結した。

駐車場の場所

所在 堺市美原区阿弥101番7の土地全部

駐車台数 2台

第1条 賃借人は、賃借人関係の自動車2台を駐車目的のみに使用するものとする。

第2条 本件駐車場の賃料は月額金24,000円也とし、賃貸人は、毎月月末、翌月分を賃借人の事務所にて集金するものとする。

第3条 1、契約期間は、令和 元年 9月 1日から2年間とする。
2、契約期間中、中途解約する場合は、解約希望日の2ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割計算とする。

第4条 賃貸人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の2ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第5条 賃貸人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃貸人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第6条 賃借人は、その代理人、使用者、運転者、同乗者等の責に帰すべき事由によって、駐車場の他の自動車に損害を与えた時は、賃借人は、すみやかに損害を賠償するものとする。

第7条 賃借人は看板等の工作物を設置するときは、賃貸人の同意を得るものとする。

第8条 本契約の終了の後は、直ちに賃借人関係の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、また、第7条の看板等の工作物が設置されている場合は、直ちに撤去し、賃借人

が本件駐車場を賃貸借成立当時の現状に復した上で、賃貸人に明け渡すものとする。

第9条 賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃貸人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払を2ヶ月分以上怠ったとき
- ② 賃貸人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条 本契約に関する一切の紛争については、賃貸人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

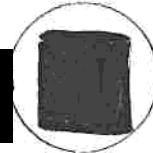
第11条 賃貸人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和 元年 9月 1日

賃貸人 住所 堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



賃借人 住所 堺市 [REDACTED]

氏名

白江 米一



リース契約申込書 (事業用)

お申し込みになる会社：株式会社クレディセゾン 関西支店 リース&レンタル担当
 TEL 06-7709-7720 : FAX 06-6261-1339

当社(株)は貴社に対して、下記物件のリース契約を申し込みます。 申込年月日 2019年 5月 18日

所在地	〒587-0003 堺市美原区阿蘇10-14	TEL	072(289)7783
テナ	堺市美原区阿蘇10-14		
会社名(屋号)	白江米一市政事務所 (印)	営業内容(具体的に)	市政活動
設立	T.S.S. (株) 31年 4月	資本金	100 百万円
役員	1名	年商	0 百万円
代表者 自宅住所	堺市美原区阿蘇10-14	TEL	
テナ	堺市美原区阿蘇10-14	携帯TEL	
代表者名	白江米一	生年月日	
性別	男	同居家族	男・女 人
居住年数	配属者		

代表者は、連帯保証人予定者を兼ねる(その場合、口に✓を付けてください。)

自宅住所	堺市美原区阿蘇10-14	TEL	
テナ	堺市美原区阿蘇10-14	携帯TEL	
氏名	白江米一	生年月日	
性別	男	同居家族	男・女 人
居住年数	配属者		
テナ	堺市美原区阿蘇10-14		
勤務先	堺市市議会議員	お申込者との関係	本人

備考欄	株式会社 SOA ソリューションズ 〒570-0095 大阪府守口市入道町112 守口KSビル
-----	--

TEL 06-6993-0734

個人情報取扱の取扱いに関する同意書

～リース契約申し込みにあたってのご注意～

- (1)リース契約は物件をお借りになるご当人とのご契約となります。
 ※お申込者(ご契約者)＝リース料口座預金名義人＝物件の使用権限者
- (2)連帯保証人予定者について
 ◎お申込者(ご契約者)が法人の場合は、代表者個人となります。
 ◎お申込者(ご契約者)が個人の場合は、別に連帯保証人予定者が必要で、
 (3)お申込者(ご契約者)及び連帯保証人予定者の生年月日、自宅住所や会社
 営業内容、設立等が未記入の場合、お問い合わせさせていただきます。

申込者および連帯保証人予定者は、別紙「個人情報取扱の取扱い(取集・保有・利用・開示)に関する同意書」を同意の上、個人情報取扱の取扱いについて同意し、

申込者 ※個人事業主時は代表者名 (自署)	白江米一 (印)
連帯保証人予定者①(自署)	[Redacted] (印)
連帯保証人予定者②(自署)	[Redacted] (印)

物件名(型番)	台数
物件設置場所	台
1 物件設置場所	1 申込先と同じ
2 物件設置場所	2 下記
TEL	
3 物件設置場所	1. 申込先と同じ
2 物件設置場所	2. 下記
TEL	
期日	2019年(5月) 月 日
リース内各	円(月額)
レベラアップ	円 × 回数

※預りリース料については、本件取り取りリース会社が販売店に支払い、販売店が(印)リース会社へ預りリース料を支払います。販売店から印リース会社への預りリース料支払いについて、本件取り取りリース会社は、一切責任を負わないことを確認します。

587-0003

大阪府 堺市美原区
阿弥

110-14
白江米一事務所
白江 米一

様



0005429# 07161 2511 00006018 01/01

ご請求書兼明細書

発行日 2019年 7月16日

毎々格別のご愛顧を賜わり厚く御礼申し上げます。
ご契約いただきましたリースのお支払いは、下記のとおりでございます。

ご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。
(初回のお引き落としは、2ヶ月分となります。)
お支払日の前日までに口座へのご準備をお願いいたします。
(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

契約内容

契約額	契約額	398,400円
	消費税額	31,872円
	契約額合計	430,272円
前払リース料	前払リース料	0円
	前払消費税	0円
	前払リース料合計	0円
月額リース料	月額リース料	8,300円
	月額消費税	664円
	月額リース料合計	8,964円
契約年月日		2019年 6月 1日
リース期間 (48ヶ月)		2019年 6月 1日より 2023年 5月 31日まで

お支払方法	口座振替	お支払日	毎月 4日
金融機関	ゆうちょ銀行		
支店名	大阪貯金事務センター		
預金口座	普通	口座No.	[REDACTED]
口座名義	シラエ ヨネカス		

代表物件名	契約番号
コーカミノルタ bizhub C227 複合機	[REDACTED]

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
1	190804	8300	664	390100
2	190804	8300	664	381800
3	190904	8300	664	373500
4	191004	8300	664	365200
5	191104	8300	664	356900
6	191204	8300	664	348600
7	200104	8300	664	340300
8	200204	8300	664	332000
9	200304	8300	664	323700
10	200404	8300	664	315400
11	200504	8300	664	307100
12	200604	8300	664	298800
13	200704	8300	664	290500
14	200804	8300	664	282200
15	200904	8300	664	273900
16	201004	8300	664	265600
17	201104	8300	664	257300
18	201204	8300	664	249000
19	2010104	8300	664	240700
20	210204	8300	664	232400
21	210304	8300	664	224100
22	210404	8300	664	215800
23	210504	8300	664	207500
24	210604	8300	664	199200
25	210704	8300	664	190900
26	210804	8300	664	182600
27	210904	8300	664	174300
28	211004	8300	664	166000
29	211104	8300	664	157700
30	211204	8300	664	149400
31	220104	8300	664	141100
32	220204	8300	664	132800
33	220304	8300	664	124500
34	220404	8300	664	116200
35	220504	8300	664	107900
36	220604	8300	664	99600
37	220704	8300	664	91300
38	220804	8300	664	83000
39	220904	8300	664	74700
40	221004	8300	664	66400
41	221104	8300	664	58100
42	221204	8300	664	49800

〒170-6073

東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャイン60・38F
リース&レンタル部

株式会社 クレディセ

0570-666-789

回数	お支払 年月日	お支払 リース料	消費税	残高 (税抜き)
43	230104	8300	664	41500
44	230204	8300	664	33200
45	230304	8300	664	24900
46	230404	8300	664	16600
47	230504	8300	664	8300
48	230604	8300	664	0